

Japan Association for
Clinical Engineers

臨床工学技士認定制度

平成 30 年 8 月 第 4 版 ver1.0

公益社団法人 日本臨床工学技士会
認定制度委員会

公益社団法人日本臨床工学技士会 臨床工学技士認定制度について

医療機器の多様化と高度化が進む中、医療機器が関与した事故が後を絶たないことから厚生労働省は、その安全対策として医療機器管理室設置事業の推進と医療機器の専門家である臨床工学技士の活用、医療法の改正による医療機器安全確保のための体制の構築、診療報酬の創設など、これまで医療機器の管理を重点的に見直してきています。また、我が国は高齢化が更に進み、高齢化率（65歳以上人口割合）は、2015（平成27）年は26.7%と過去最高となっており、2060年まで一貫して高齢化率は上昇していくことが見込まれています。このような中、疾病の予防や早期診断、早期治療に関する国民の期待は大きく、より質の高い医療の提供を通じて「健康寿命」の延伸に向けた取組が重要とされています。さらに、医療技術が迅速に我が国をはじめとする世界の人々に届けることができるよう、産学官の関係者が互いに協力・支援し合うことが必要としています。

このような現状を踏まえ、(公社)日本臨床工学技士会では、各業務領域別の専門認定制度の拡大に向けて認定事業を推進しています。

臨床工学技士認定制度の目的は、各領域業務に携わり業務内容を適切に把握し、指導的立場で専門的治療の対応ができる能力（知識・技術・技能）を修得した臨床工学技士の育成すること。また、各臨床現場における質の高い治療の普及と技術の向上・発展に寄与すると共に、患者さんの安全確保に努めることにあります。最近では、国際交流活動にも取り組み、海外に向けた臨床工学技士の活動も活発となり、臨床工学技士認定制度への期待も高まっています。

専門臨床工学技士認定は、平成30年8月現在、次に示す7領域の認定制度があります。

- 1) 血液浄化専門臨床工学技士
- 2) 不整脈治療専門臨床工学技士
- 3) 呼吸治療専門臨床工学技士
- 4) 高気圧酸素治療専門臨床工学技士
- 5) 手術関連専門臨床工学技士
- 6) 内視鏡業務専門臨床工学技士
- 7) 心・血管カテーテル専門臨床工学技士

さらに平成30年度より認定臨床工学技士制度がスタートしました。この制度は、専門臨床工学技士の基礎資格として『医療機器の安全運用・保守管理の普及と啓発』を目的に構築されたものであり現在、認定血液浄化臨床工学技士、認定医療機器管理臨床工学技士の2種が開始されております。また、臨床工学技士養成校の専門科目である臨床実習において、医療機関での実習指導を担う臨床工学技士に対して認定臨床実習指導者および認定臨床実習施設を授与する制度が承認されました。

今後、公益団体として臨床工学技士認定制度を推進することにより、臨床工学技士の専門性を高めるとともに、新たな知識や技術を培うことができ、職業意識の向上や学術研鑽への意欲の増進を図れるものと確信しています。

各位が専門領域における認定制度にチャレンジされることを期待いたします。

平成30年8月吉日

公益社団法人 日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

〈目次〉

はじめに

I. 専門臨床工学技士	5
1. 専門臨床工学技士認定までの流れ	6
2. 領域別専門臨床工学検定試験受験のための指定講習会	7
1) 血液浄化・呼吸治療・高気圧酸素治療・手術関連指定講習会	
2) 不整脈治療関連指定講習会	
3) eラーニング講習会について	6
3. 「領域別専門臨床工学検定試験受験要件」と「試験」について	9
4. 「領域別専門臨床工学技士」認定について	10
5. 「領域別専門臨床工学技士」更新について	11
II. 認定臨床工学技士	13
1. 認定臨床工学技士認定までの流れ	15
2. 領域別認定臨床工学技士のための指定講習会	16
3. 「領域別専門臨床工学検定試験受験要件」と「試験」について	17
4. 領域別認定臨床工学技士の認定について	17
5. 領域別認定臨床工学技士の更新について	19
III. 認定臨床実習指導者・臨床実習指導施設	21
1. 認定臨床実習指導者前の流れ	21
2. 認定臨床実習指導者のための臨床実習指導者研修会	21
3. 認定臨床実習指導者の認定について	21

4. 認定臨床実習指導者の更新について	23
5. 認定臨床実習施設までの流れ	23
6. 認定臨床実習施設の認定について	24
7. 認定臨床実習施設の更新について	24
IV. 取得単位について	25
1. 取得単位表	25
2. 論文に関する単位表	25
3. 日本臨床工学技士会が指定する学会・研究会等	26
4. 取得単位 10 単位が付与される学会認定	28

はじめに

臨床工学技士認定制度の目的は、各領域業務に携わり業務内容を適切に把握し、指導的立場で専門的治療の対処ができる能力（知識・技術・技能）を修得した臨床工学技士の育成を目指すこと。また各臨床現場における質の高い治療の普及と技術の向上・発展に寄与すると共に、患者の安全確保を図ることです。「専門臨床工学技士」認定は（公社）日本臨床工学技士会（以下、「当会」とする）会員が取得できる専門臨床工学技士資格制度です。平成30年8月現在、当会では、次に示す7領域の認定があります。

- ・血液浄化専門臨床工学技士
- ・不整脈治療専門臨床工学技士
- ・呼吸治療専門臨床工学技士
- ・高気圧酸素治療専門臨床工学技士
- ・手術関連専門臨床工学技士
- ・内視鏡業務専門臨床工学技士
- ・心・血管カテーテル専門臨床工学技士

それぞれの領域ごとに指定された講習会を履修することにより検定試験受験資格を取得できます。そして検定試験に合格し一定の要件を満たし認定申請をすることで、初めて当該領域の「専門臨床工学技士」の称号が与えられます。認定申請は試験合格後5年間有効ですが、期間を過ぎると申請の権利が失効します。また専門認定制度は5年毎の更新制です。

試験および検定試験受験のための指定講習会は年1回実施されますが、eラーニングでも実施される指定講習会があります。また「不整脈治療関連指定講習会」は「基礎編」・「応用編」に種別され、各々年1回実施され、両講習会の履修が必要です。

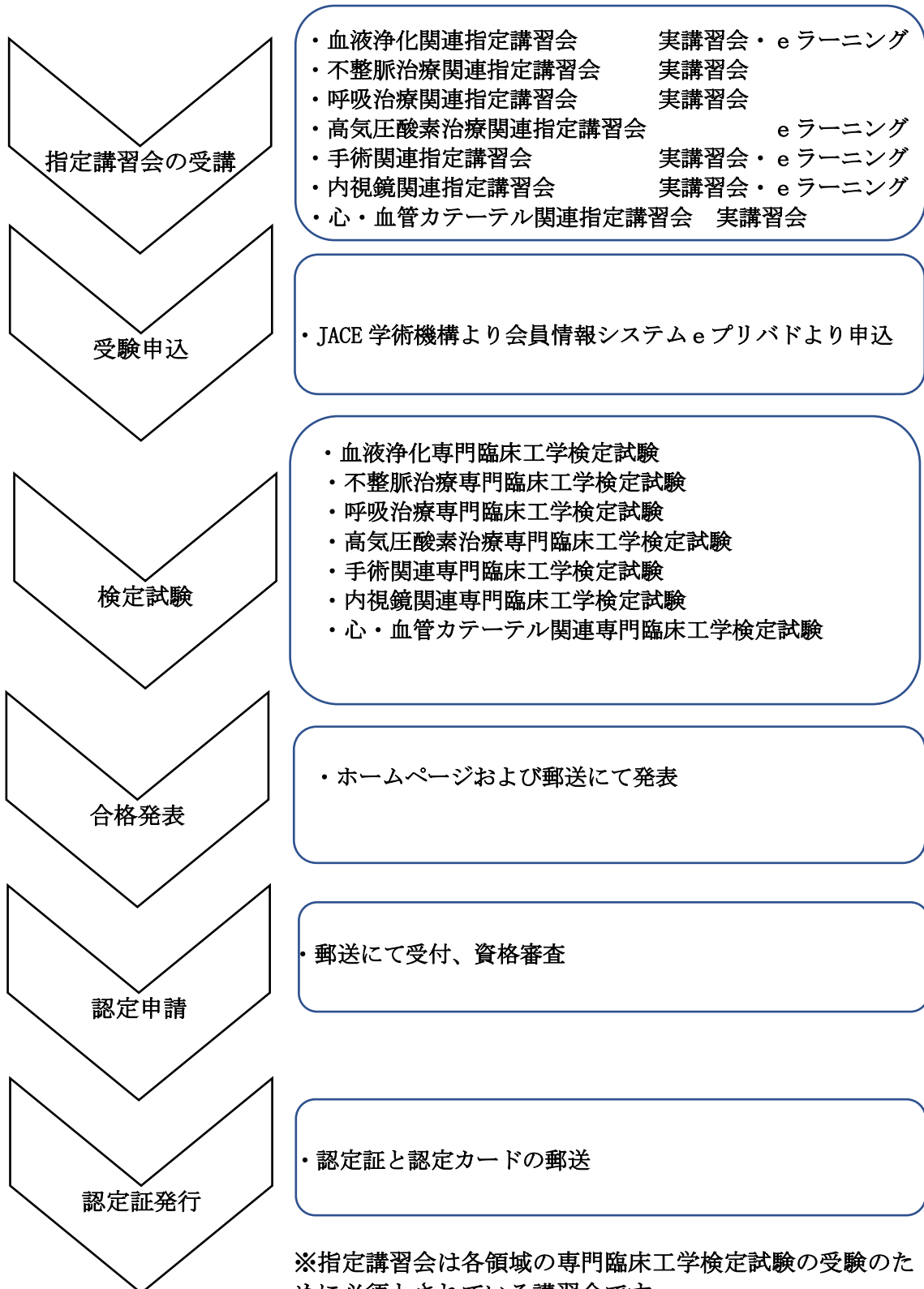
さらに、平成30年度から専門臨床工学技士の基礎資格として、新たに認定臨床工学技士制度が構築され講習会が開始されました。この認定臨床工学技士は、医療機関および在宅医療において、『医療機器の安全運用・保守管理の普及と啓発』を目的に制度が構築されました。今年度は以下の2種類が構築され、eラーニングによる講習会が開始されております。

- 1) 認定医療機器管理臨床工学技士
- 2) 認定血液浄化認定臨床工学技士

また、臨床工学技士養成校の専門科目である臨床実習において、医療機関での実習指導を担う技士に対して認定を授与する制度が承認され、認定実習指導者、認定実習施設として開始されます。この制度は、検定試験はなく、認定要件を満たすことで取得できるものです。

I. 専門臨床工学技士

1. 専門臨床工学技士認定までの流れ



2. 領域別専門臨床工学検定試験受験のための指定講習会

1) 血液浄化・呼吸治療・手術関連・内視鏡・心・血管カテーテル関連指定講習会

- (1) 受講資格：会員、非会員を問わず医療資格保有者
- (2) 会期日程：連続3日間実施
- (3) 会場：詳細が決定後、当会ホームページに会告を掲載します。
- (4) 受講申請：申込期間中に日本臨床工学技士会会員情報システムeプリバドより申込、決済処理を行ってください。
- (5) 受講料：

実講習会	：会員 30,000 円	非会員 40,000 円
eラーニング	：会員 30,000 円	非会員 40,000 円
実講習会＋eラーニング	：会員 45,000 円	非会員 60,000 円
- (6) 受講申請期間：約2週間ですが、定員に達した場合はその時点で申し込み期間中であっても終了します。詳細は JACE 研修センターホームページを参照してください。

2) 不整脈治療指定講習会

- (1) 「ペースメーカー関連業務習得セミナー」について
平成 25 年以降「ペースメーカー関連業務習得セミナーⅠ・Ⅱ期」セミナーは終了しました。代わって「不整脈治療関連指定講習会」が開催されています。
- (2) 「不整脈治療関連指定講習会」について
 - (1) 受講資格：会員、非会員を問わず医療資格保有者
 - (2) 会期日程：・「基礎編」— 連続2日間実施、・「応用編」— 連続3日間実施
 - (3) 会場：詳細が決定後、当会ホームページに会告を掲載します。
 - (4) 受講申請：申込期間中に日本臨床工学技士会会員情報システムeプリバドより申込、決済処理を行ってください。

※「基礎編」・「応用編」は毎年各1回実施されますが、「応用編」は「基礎編」の履修後、受講できます。但し「基礎編」の履修後3年を経過すると「応用編」は受講できません。「基礎編」の履修歴が失効します。

※「応用編」のみの再度受講は初回の「応用編」受講後5年以内とし、初回を含め合計3回迄再受講を認めます。
- (5) 受講料：「基礎編」 会員 12,000 円、非会員 15,000 円
「応用編」 会員 18,000 円、非会員 25,000 円
- (6) 受講申請期間：約2週間ですが、定員に達した場合はその時点で申し込み期間中であっても終了します。詳細は JACE 研修センターホームページを参照してください。

(3)eラーニング講習会

(1) 高気圧酸素治療・血液浄化・内視鏡・手術関連

(2) eラーニングシステムとは？

インターネットを利用した学習形態のことです。インターネットが使用できる環境ならどこでも当会主催の講習会を受講することが可能です。

(3) 受講方法

(1) 申込：申込期間中に会員情報システム e プリバドより申込、決済処理を行ってください。申込後、eメールにてeラーニングシステムのURL, ID, パスワードをお知らせします。また、eプリバドで指定している送付先にテキストと簡易マニュアルを発送いたします。（受講開始1週間前までに発送）

※領収書はテキストと同封しております。

(2) 受講開始：eラーニングシステムのログインは、会員情報システム e プリバドマイページより行ってください。マイページログイン後、マイページ内に標記されている「受講可能なeラーニング講習会」より、該当する講習会の受講を行ってください。（※受講期間中のeラーニング講習会のみ表示されます。）

(3) 受講終了：

【修了条件】

講義を全て視聴すること。（学習時間 \geq 講義時間）

受講修了が確認できましたら、修了証を発行し、送付致します。

※修了証は受講期間終了後に発送致します。

(3) 注意事項

(1) インターネットが繋がる環境でご利用下さい。

(2) 受講期間の延長、お申し込み後のキャンセルはできません。

(3) eラーニング研修会では eメールにて 皆様にご連絡を差し上げます。

迷惑メール対策の設定をしている場合、@ja-ces.or.jp を受け取れるよう、ドメイン指定受信の追加登録をお願いします。

(4) 受講資格：会員、非会員を問わず医療資格保有者

(5) 会期日程：指定期間 30 日間

(6) 受講料

(1) eラーニングのみ : 会員 30,000 円 非会員 40,000 円

(2) eラーニング+実講習 : 会員 45,000 円 非会員 60,000 円

(7) 受講申請期間：約2週間

申請期間ですが、定員に達した場合はその時点で申し込み期間中であっても終了します。

詳細は JACE 研修センターホームページを参照してください。

3. 領域別専門臨床工学検定試験受験要件と試験について

1. 受験資格要件

- 1) 会員、非会員を問わず医療資格保有者であること。
- 2) 当該領域の指定講習会を履修していること。
- 3) 上項2)の指定講習会を履修して5年以内であること。5年を過ぎると受験のための指定講習会履修要件が失効し受験ができません。受験を希望する場合は指定講習会の再度受講が必要です。

2. 受験願書

願書提出書類一式は JACE 学術機構のホームページよりダウンロードしてください。

- 1) 提出期間及び提出先 提出期間：約2週間です。ホームページで確認してください。
提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」（A4紙が折らずに入るサイズのもの）を使用してください。
提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇臨床工学検定試験」係宛
〒113-0034 東京都文京区湯島 1丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル5階

2) 提出書類

- (1) 受験願書（様式1）
- (2) 受験当該領域の指定講習会受講修了証（写）
- (3) 医療資格免許証（写）
- (4) 申請書類確認表（様式2）

【注意事項】

1. (1)の写真については3ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽の横3×縦4cmの写真を使用してください。
2. 願書提出後の提出書類および受験料は返却しません。
3. 受験票は試験案内書と共に試験実施10日前までに日本臨床工学技士会会員情報システムeプリバドで指定している住所に郵送します。
無くさないように保管し、試験当日持参してください。

3. 受験料および振込方法

受験料：10,000円 振込方法：願書提出期間中に日本臨床工学技士会会員情報システムeプリバドより申込、決済処理を行ってください。

4. 試験方法：筆記試験、マークシートによる五者択一方式 午前・午後各90分、各60設問
5. 試験実施日・試験場：詳細決定後、ホームページおよび「たより」で通知します。
6. 合格発表および通知方法：受験者への合否通知の方法については各試験場にてお知らせします。

※合格者はホームページ等に受験番号を掲載する場合がありますのであらかじめご了承ください。

4. 領域別専門臨床工学技士の認定について

各領域の検定試験合格後に提出された認定申請内容について、資格要件審査後に各領域の専門臨床工学技士と認定された方を認定者原簿に登録し、認定証および認定カードの交付を行います。

1. 認定要件

- 1) 当該領域の検定試験に合格していること。（但し検定試験合格から5年以内であること）
- 2) 認定申請前年度から遡り連続して5年間、本会正会員であり会費を完納していること。（受験時に会員であること。申請時においても会員であること。）
- 3) 臨床工学技士として認定申請領域の実務経験が5年以上あり、現在も従事していること。
- 4) 認定申請前年度から遡る5年間に1回以上「日本臨床工学会」に参加していること。
- 5) 「取得単位表」において、認定申請前年度から遡る5年間に要件を満たす単位を50単位以上取得していること。

※認定要件全てを満たす必要があります。

2. 申請受付期間

ホームページで開示するとともに、該当者には個別に通知します。

3. 申請方法

認定申請提出書類一式は JACE 学術機構のホームページよりダウンロードしてください。

1) 提出期間および提出先

提出期間：約2週間です。ホームページで確認してください。提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」（A4紙が折らずに入るサイズのもの）を使用すること。

提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇専門臨床工学技士」認定係宛

〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル5階

4. 提出書類

- ① 検定試験合格証（写）
- ② 認定申請書（様式1）
- ③ 実務経験証明書（現在の勤務先）（様式2）－1
- ④ 実務経験証明書（過去の勤務先）（様式2）－2
- ⑤ 取得単位申請書（学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等）（様式3）－1
- ⑥ 取得単位申請書（論文掲載・執筆物等）（様式3）－2

- ⑦ 取得単位証明書（参加証明書類 貼付用紙） （様式4）－1
- ⑧ 取得単位証明書（参加証明書紛失の場合に使用） （様式4）－2
- ⑨ 認定申請提出書類確認表 （様式5）
- ⑩ 学会認定証（写）（該当者のみ）

※但し認定期間が明記されていること

5. 認定料および振込方法 認 定 料：10,000 円
振込方法：申請提出期間中に日本臨床工学技士会会員情報システム e プリバドより申込、決済処理を行ってください。

6. 認定証の発行

- 1) 認定申請書受領書類の審査確認の後、認定証・認定カードを交付します。
- 2) 初回認定の認定証の認定期間は、認定要件を満たすために申請が遅れた場合も、申請の年度に係わらず検定試験合格から5年間となります。
- 3) 認定証・認定カードに認定期間が明記されます。更新時期についてはご注意ください。

7. 注意事項

- 1) 検定試験合格後5年間は認定申請が可能ですが、6.2)に留意ください。
- 2) 以下の項に該当する場合、認定申請は出来ません。
 - ① 5年を経過しても認定要件を満たさない場合
 - ② 認定要件が満たされても認定申請がされず、5年を経過した場合。

5. 領域別専門臨床工学技士の更新について

1. 領域別専門臨床工学技士としての資格を更新申請するには、下記、更新要件を満たさなければなりません。

1) 更新要件

- (1) 更新年度まで5年連続して当会正会員であり、会費を完納していること。
- (2) 認定期間中に「日本臨床工学会」へ1回以上参加していること。
- (3) 「取得単位表」において、認定証の始めの日から更新申請日までの間に要件を満たす単位を50単位以上取得していること。
- (4) 継続して各学会認定を取得している場合は更新申請時、取得単位として10単位付与される（ただし、更新申請領域のみ）。
- (5) 正会員の一時休会に関わる内規に遵守した手続きで承認された休会期間は、認定期間5年の中には含まない。

2) 申請受付期間

ホームページで開示するとともに、該当者には個別に通知します。

3) 申請方法

更新申請提出書類一式は JACE 学術機構ホームページよりダウンロードしてください。

- (1) 提出先

① 提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」(A4の紙が折らずに入るサイズのもの)を使用すること。

② 提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇専門臨床工学技士」更新係宛

〒113-0034 東京都文京区湯島1丁目3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5F

4) 提出書類

- ① 認定更新申請書 (様式1)
- ② 取得単位申請書 (学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等)
(様式2) - 1
- ③ 取得単位申請書 (論文掲載・執筆物等) (様式2) - 2
- ④ 取得単位証明書 (参加証明書類 貼付用紙) (様式3) - 1
- ⑤ 取得単位証明書 (様式3) - 2
- ⑥ 認定更新申請提出書類確認表 (様式4)
- ⑦ 学会認定証 (写)

※但し認定期間が明記されていること

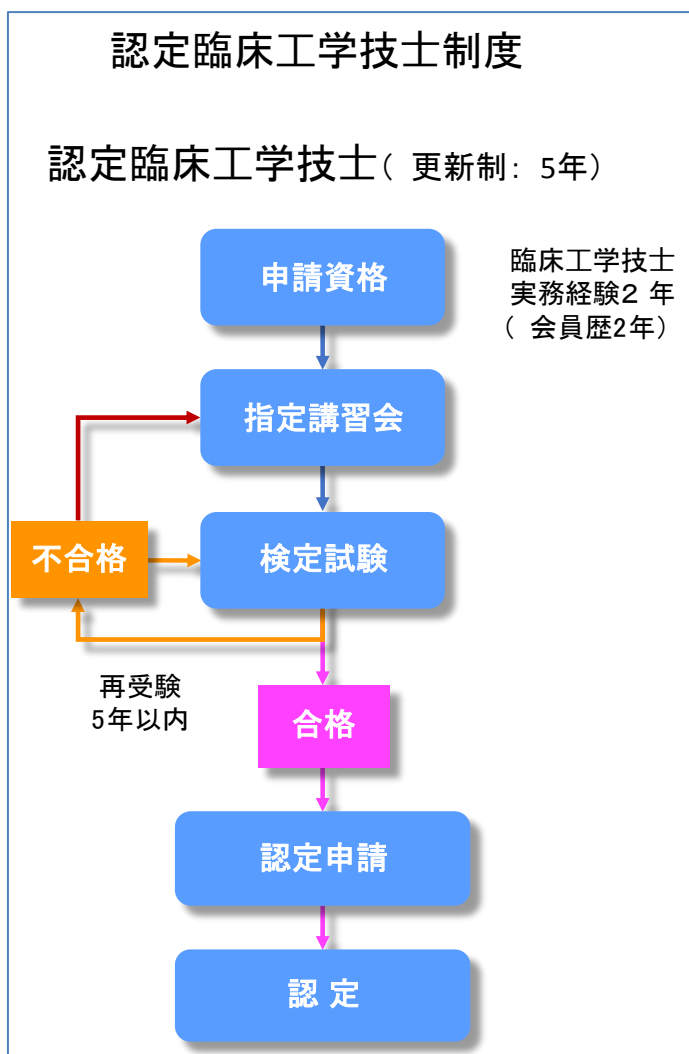
5) 更新料：10,000円

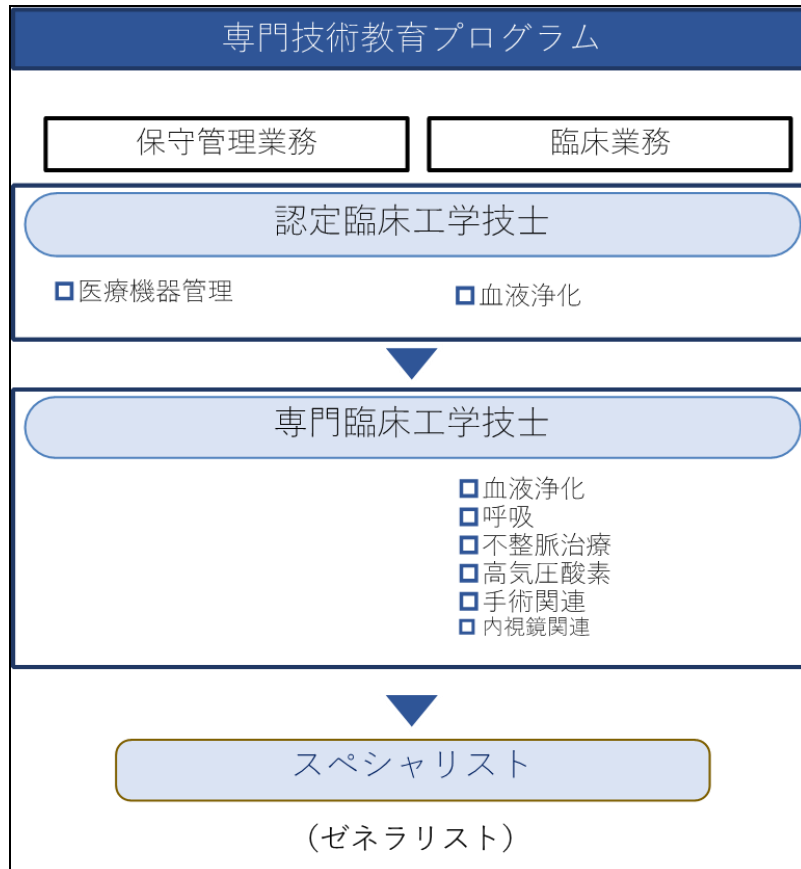
6) 認定証の発行

- (1) 認定更新申請書受領後書類審査により確認後、新たな認定証と認定カードを交付します。
- (2) 認定期間は、認定証・認定カードに明記された5年間となります

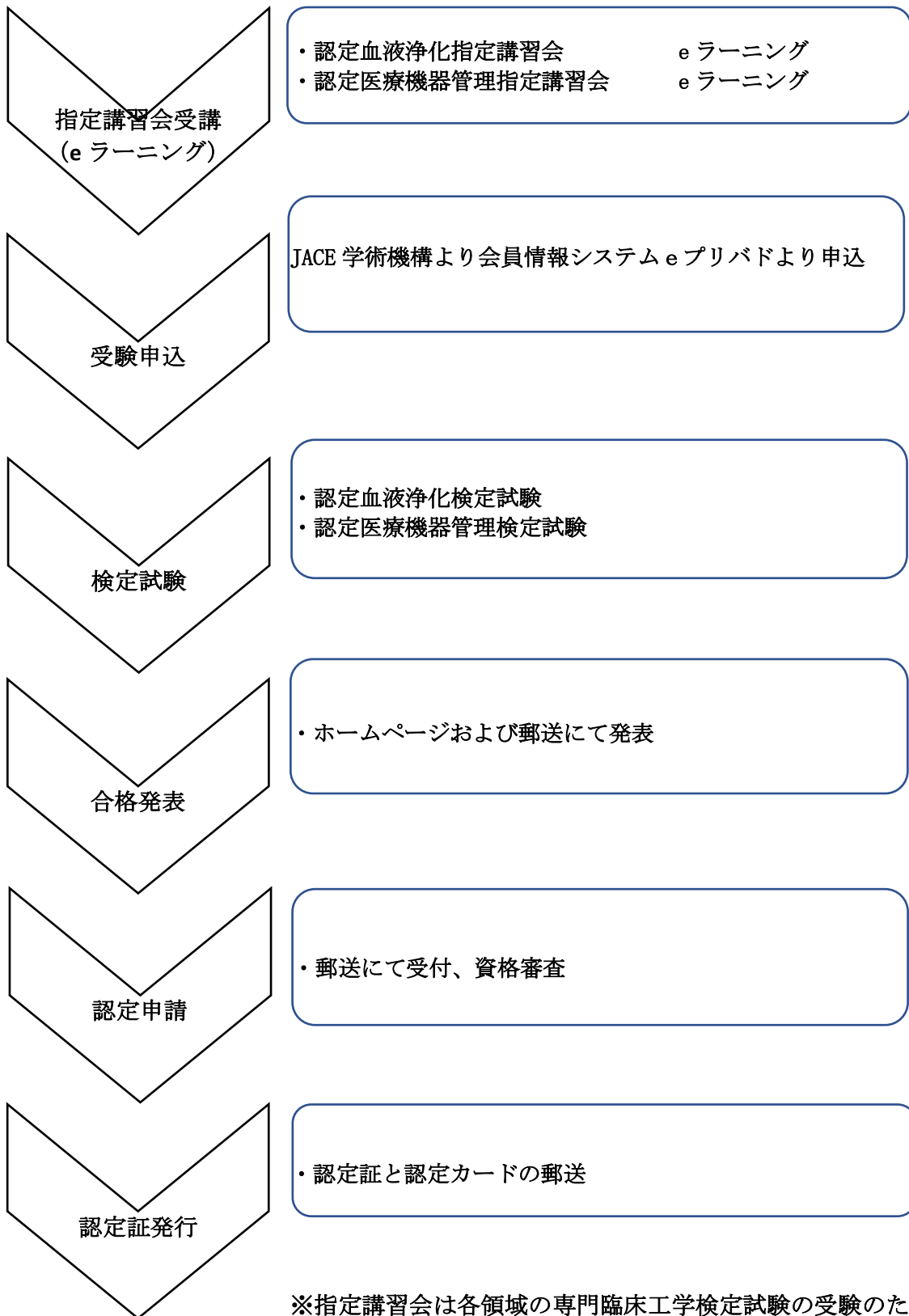
II. 認定臨床工学技士

認定臨床工学技士は、医療機関および在宅医療において、医療機器の運用と管理と治療を適正かつ安全に施行するため、臨床工学技士に必要な資質を担保することとして、『医療機器の安全運用・保守管理の普及と啓発』を目的としております。概念的には下記に示すように臨床工学技士資格を取得後、実務経験2年を修了した規定の講習会、検定試験を合格したのちに得られます。専門臨床工学技士は、その後さらに、実務経験を積み重ね、同様に指定講習会の受講、検定試験合格を経て取得することになります。なお、専門臨床工学技士は、認定臨床工学技士の上位資格であることから、改めて取得する必要はありません。現在、認定医療機器管理臨床工学技士、認定血液浄化認定臨床工学技士が制度化されております。





1. 認定臨床工学技士認定までの流れ



※指定講習会は各領域の専門臨床工学検定試験の受験のために必須とされている講習会です。

2. 領域別認定臨床工学技士のための指定講習会

指定講習会は、eラーニング講習会のみです。

(1) eラーニングシステムとは？

インターネットを利用した学習形態のことです。インターネットが使用できる環境ならどこでも当会主催の講習会を受講することが可能です。

(2) 受講方法

- (1) 申込：申込期間中に会員情報システムe プリバドより申込、決済処理を行ってください。申込後、eメールにてeラーニングシステムのURL、ID、パスワードをお知らせします。また、eプリバドで指定している送付先にテキストと簡易マニュアルを発送いたします。（受講開始1週間前までに発送）

※領収書はテキストと同封しております。

- (2) 受講開始：eラーニングシステムのログインは、会員情報システムe プリバドマイページより行ってください。マイページログイン後、マイページ内に標記されている「受講可能なeラーニング講習会より、該当する講習会」の受講を行ってください。（※受講期間中のeラーニング講習会のみ表示されます。）

(3) 受講終了：

【修了条件】

講義を全て視聴すること。（学習時間 \geq 講義時間）

受講修了が確認できましたら、修了証を発行し、送付致します。

※修了証は受講期間終了後発送致します。

(3) 注意事項

- (1) インターネットが繋がる環境でご利用下さい。
- (2) 受講期間の延長、お申し込み後のキャンセルはできません。
- (3) eラーニング研修会ではeメールにて皆様にご連絡を差し上げます。迷惑メール対策の設定をしている場合、@ja-ces.or.jpを受け取れるよう、ドメイン指定受信の追加登録をお願いします。

(4) 受講資格：会員、非会員を問わず医療資格保有者

(5) 会期日程：指定期間 30日間

(6) 受講料

eラーニングのみ：正会員 15,000円、非会員 20,000円

(7) 受講申請期間：約2週間

申請期間ですが、定員に達した場合はその時点で申し込み期間中であっても終了します。

詳細は JACE 研修センターホームページを参照してください。

3. 「領域別認定臨床工学検定試験受験要件と試験について

1. 受験資格要件

- 1) 会員、非会員を問わず医療資格保有者であること。
- 2) 当該領域の指定講習会を履修していること。
- 3) 上項2)の指定講習会を履修して5年以内であること。5年を過ぎると受

験のための指定講習会履修実績が失効し受験ができません。受験を希望する場合は指定講習会の再度受講が必要です。

2. 受験願書

願書提出書類一式は JACE 学術機構のホームページよりダウンロードしてください。

1) 提出期間及び提出先

提出期間：約 2 週間です。ホームページで確認してください。

提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角 2 封筒」（A 4 紙が折らずに入るサイズのもの）を使用してください。

提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇臨床工学検定試験」
係宛

〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル 5 階

2) 提出書類

- (1) 受験願書（様式 1）
- (2) 受験当該領域の指定講習会受講修了証（写）
- (3) 医療資格免許証（写）
- (4) 申請書類確認表（様式 2）

【注意事項】

1. (1)の写真については 3 ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽の横 3 × 縦 4 cm の写真を使用すること。
2. 願書提出後の提出書類および受験料は返却しません。
3. 受験票は試験案内書と共に試験実施 10 日前までに日本臨床工学技士会会員情報システム e プリバドで指定している住所に郵送します。無くさないように保管し、試験当日持参すること。

3) 受験料および振込方法

受験料：10,000 円 振込方法：願書提出期間中に日本臨床工学技士会会員情報システム e プリバドより申込、決済処理を行ってください。

4) 試験方法：WEB 試験、択一選択方式 午前・午後 各 90 分、各 60 設問

5) 試験実施日・試験場：詳細決定後、ホームページで通知します。

6) 合格発表および通知方法：受験者への合否通知の方法については各試験場にてお知らせします。

※合格者はホームページ等に受験番号を掲載する場合がありますのであらかじめご了承ください。

4. 認定臨床工学技士の認定について

1. 認定要件

- 1) 当該領域の検定試験に合格していること。（但し検定試験合格から 5 年以内であること）
- 2) 認定申請前年度から遡り連続して 2 年間、本会正会員であり会費を完納していること。（受験時に会員であること。申請時においても会員であること）
- 3) 免許取得後、臨床工学技士として認定申請領域の実務経験が 2 年以上あり、現在も従事していること。
- 4) 認定申請前年度から遡る 5 年間に 1 回以上「日本臨床工学会または地域臨床工学会」に参加していること。（地域臨床工学会：例えば、関東臨床工

学会)

- 5) 「取得単位表」において、認定申請前年度から遡る5年間に要件を満たす単位を20単位以上取得していること。
- 6) 認定申請前年度から遡る5年間に1回以上「キャリアアップ研修会(初級)」(旧卒後臨床工学技士基礎研修会)を受講していること。(2018年度～2022年度は移行期間とし、受講を免除する)
※以上、認定要件全てを満たす必要がある。
※「キャリアアップ研修会(初級)」(旧卒後臨床工学技士基礎研修会)参加10点加点
- 7) 当該領域の専門臨床工学技士に認定されていれば1)～6)の要件にかかわらず、認定要件を満たすものとする。

2. 申請受付期間

ホームページで開示するとともに、該当者には個別に通知します。

3. 申請方法

認定申請提出書類一式は JACE 学術機構のホームページよりダウンロードしてください。

1) 提出期間および提出先

提出期間：約2週間です。ホームページで確認してください。

提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」(A4紙が折らずに入るサイズのもの)を使用すること。

提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇専門臨床工学技士」認定係 宛

〒113-0034 東京都文京区湯島 1丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル5階

4. 提出書類

- ① 検定試験合格証(写)
- ② 認定申請書 (様式1)
- ③ 実務経験証明書(現在の勤務先) (様式2) - 1
- ④ 実務経験証明書(過去の勤務先) (様式2) - 2
- ⑤ 取得単位申請書(学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等) (様式3) - 1
- ⑥ 取得単位申請書(論文掲載・執筆物等) (様式3) - 2
- ⑦ 取得単位証明書(参加証明書類 貼付用紙) (様式4) - 1
- ⑧ 取得単位証明書(参加証明書紛失の場合に使用) (様式4) - 2
- ⑨ 認定申請提出書類確認表 (様式5)
- ⑩ 学会認定証(写) (該当者のみ)

※但し認定期間が明記されていること

5. 認定料および振込方法 認定料：10,000円

込方法：申請提出期間中に日本臨床工学技士会会員情報システム e プリバドより申込、決済処理を行ってください。

6. 認定証の発行

- 1) 認定申請書受領書類の審査確認の後、認定証・認定カードを交付します。
- 2) 初回認定の認定証の認定期間は、認定要件を満たすために申請が遅れた場合も、申請の年度に係わらず検定試験合格から5年間となります。
- 3) 認定証・認定カードに認定期間が明記されます。更新時期については

ご注意ください。

7. 注意事項

- 1) 検定試験合格後5年間は認定申請が可能ですが、6.2)に留意ください。
- 2) 以下の項に該当する場合、認定申請は出来ません。
 - ① 5年を経過しても認定要件を満たさない場合
 - ② 認定要件を満たされても認定申請がされず、5年を経過した場合

5. 認定臨床工学技士の更新について

資格を更新申請するには、下記、更新要件を満たさなければなりません。

1. 更新要件

- (1) 更新年度まで5年連続して当会正会員であり、会費を完納していること。
- (2) 認定期間中に「日本臨床工学会または地域臨床工学会」へ1回以上参加していること。(地域臨床工学会：例えば、関東臨床工学会)
- (3) 「取得単位表」において、認定期間中に要件を満たす単位を20単位以上取得していること。
※初回認定更新の取得単位有効期間は、認定要件を満たすために申請が遅れた場合も、申請の年度に係わらず検定試験合格から5年間となり初回認定の単位と重複使用が可能
- (4) 継続して各学会等認定を取得している場合は更新申請時、取得単位として10単位付与される(但し、更新申請領域のみ)。
※1：更新要件(1)～(3)全てを満たす必要がある
- (5) 正会員の一時休会に関わる内規に遵守した手続きで承認された休会期間は、認定期間5年の中には含まない。

2. 申請受付期間

ホームページで開示するとともに、該当者には個別に通知します。

3. 申請方法

更新申請提出書類一式はJACE 学術機構ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 提出先

- ① 提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」(A4の紙が折らずに入るサイズのもの)を使用すること。
- ② 提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会「〇〇〇専門臨床工学技士」更新係宛

〒113-0034 東京都文京区湯島 1丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル5階

4. 提出書類

- ① 認定更新申請書 (様式1)
- ② 取得単位申請書(学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等) (様式2) - 1
- ③ 取得単位申請書(論文掲載・執筆物等) (様式2) - 2
- ④ 取得単位証明書(参加証明書類 貼付用紙) (様式3) - 1
- ⑤ 取得単位証明書 (様式3) - 2
- ⑥ 認定更新申請提出書類確認表 (様式4)

⑦ 学会認定証（写）

※但し認定期間が明記されていること

5. 更新料：10,000 円

6. 認定証の発行

（1）認定更新申請書受領後書類審査により確認後、新たな認定証と認定カードを交付します。

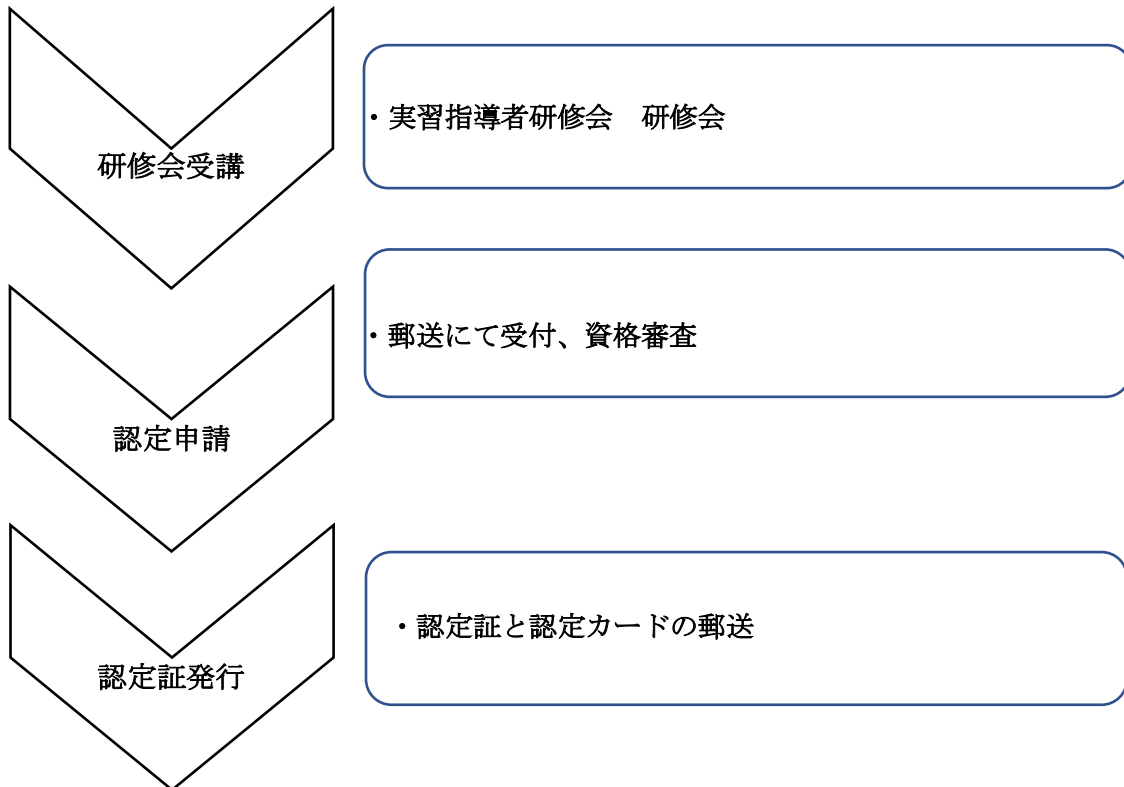
（2）認定期間は、認定証・認定カードに明記された5年間となります。

Ⅲ. 認定臨床実習指導者・臨床実習指導施設

認定臨床実習指導者

認定臨床実習指導者・指導施設は、養成校の専門科目である臨床実習において、その指導に当たる指導者と施設を認定する制度です。この制度は実習指導者研修会へ参加していること、認定要件を満たしていることにより取得できるものがあります。また、実習指導施設は、認定臨床実習指導者が1名以上勤務することを条件としています。

1. 認定実習指導者までの流れ



2. 認定臨床実習指導者のための臨床実習指導者研修会

1) 受講方法

- (1) 受講資格：会員、非会員を問わず医療資格保有者
- (2) 会期日程：連続2日間実施
- (3) 会場：詳細が決定後、当会ホームページに会告を掲載します。
- (4) 受講申請：申込期間中に日本臨床工学技士会会員情報システムeプリバドより申込、決済処理を行ってください。
- (5) 受講料：会員 10,000 円、非会員 15,000 円
- (6) 受講申請期間：約2週間ですが、定員に達した場合はその時点で申し込み期間中であっても終了します。詳細は JACE 研修センターホームページを参照してください。

3. 認定臨床実習指導者の認定について

1. 認定要件

- (1) 臨床実習指導者研修会を受講していること。
 - (2) 申請前年度から遡り連続して5年間、本会正会員であり会費を納入していること。
 - (3) 臨床工学技士として5年以上の実務経験があり、現在も従事していること。教育機関に勤務している場合は、この限りではない。
 - (4) 「取得単位表」において認定申請前年度から遡る5年間に要件を満たす単位を50単位以上取得していること。
 - (1)～(4)すべて満たすこと。
 - (5) 実習を受け入れている施設の臨床工学技士には5点を加算する。
2. 認定申請方法、申請期間
- 申請方法
- 1) 提出期間および提出先

提出期間：約2週間です。ホームページで確認してください。

提出方法：提出書類を締切日までに必着するよう簡易書留にて郵送してください。封筒は「角2封筒」（A4紙が折らずに入るサイズのもの）を使用すること。

提出先：公益社団法人 日本臨床工学技士会認定係 宛
〒113-0034 東京都文京区湯島 1丁目 3-4 KT お茶の水聖橋ビル5階
 - 2) 提出書類
 - ① 受講修了証（写）
 - ② 認定申請書 (様式1)
 - ③ 実務経験証明書（現在の勤務先） (様式2) - 1
 - ④ 実務経験証明書（過去の勤務先） (様式2) - 2
 - ⑤ 取得単位申請書（学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等） (様式3) - 1
 - ⑥ 取得単位申請書（論文掲載・執筆物等） (様式3) - 2
 - ⑦ 取得単位証明書（参加証明書類 貼付用紙） (様式4) - 1
 - ⑧ 取得単位証明書 (様式4) - 2
 - ⑨ 認定申請提出書類確認表 (様式5)
 - ⑩ 学会認定証（写）（該当者のみ）
※但し認定期間が明記されていること
 - ⑪ 臨床実習指導証明書 (様式6)
3. 認定料および振込方法
- 認定料：10,000円
- 振込方法：申請提出期間中に「オンラインクレジットカード決済」または「コンビニ」、ゆうちょ銀行」のATMを利用する。申請期間以外の手続きはできない。
4. 認定証の発行
- (1) 認定申請書の審査確認後、認定証・認定カードを交付する。
 - (2) 初回認定の認定証の認定期間は申請年度係わらず受講から5年間となる。
 - (3) 認定証・認定カードには認定期間が明記される。
5. 注意事項
- 以下の場合、認定申請はできない
- (1) 5年を経過しても認定要件が満たない。
 - (2) 認定要件が満たされても認定申請がされず、5年を経過した場合

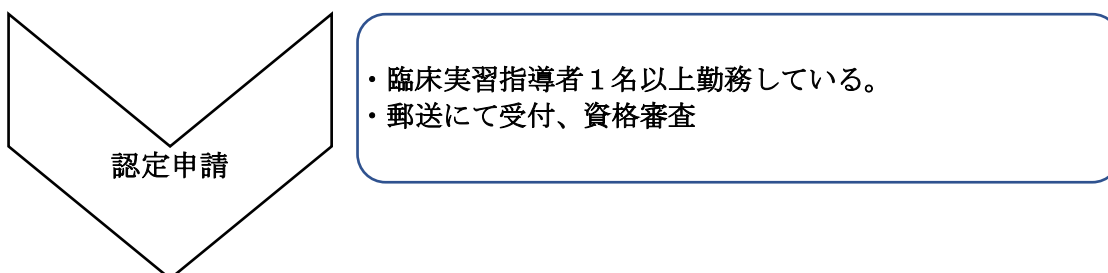
4. 認定臨床実習指導者の更新について

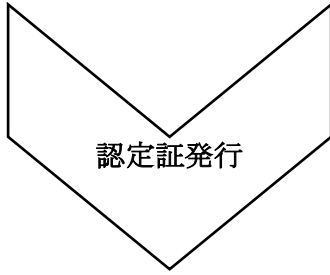
資格を更新申請するには、下記、更新要件を満たさなければならない。

- 1) 更新要件
 - (1) 更新年度まで5年連続して当会会員であり、会費を完納していること。
 - (2) 認定期間中に「日本臨床工学会」へ1回以上参加していること。
 - (3) 「取得単位表」において認定期間中に予見を満たす単位を50単位以上取得していること。
 - (4) 継続して各学会等認定を取得している場合は更新申請時に取得単位として10単位付与される。
 - (5) 正会員の一時的休会に関わる内規に遵守した手続きで承認された休会期間は、認定期間5年の中には含まない。
- 2) 申請申込期間
HP 開示するとともに、該当者には個別通知をする。
- 3) 申請方法、提出期間
更新申請書類を JACE 学術機構 HP よりダウンロードする。提出期間は2週間、提出先は、日本臨床工学技士会 認定更新係へ郵送する。
- 4) 提出書類
 - ① 認定更新申請書 (様式1)
 - ② 取得単位申請書 (学会・研究会・講習会・セミナー・勉強会等) (様式3) - 1
 - ③ 取得単位申請書 (論文掲載・執筆物等) (様式3) - 2
 - ④ 取得単位証明書 (参加証明書類 貼付用紙) (様式4) - 1
 - ⑤ 取得単位証明書 (様式4) - 2
 - ⑥ 認定更新申請提出書類確認表 (様式5)
 - ⑦ 学会認定証 (写) (当該領域で1.1). (4)を履行する場合に限る)
※但し認定期間が明記されていること
 - ⑧ 臨床実習指導証明書 (様式6)
- 5) 更新料：10,000円
- 6) 認定証の発行
 - (1) 認定申請書の審査確認後、認定証・認定カードを交付する。
 - (2) 初回認定の認定証の認定期間は申請年度関わらず受講から5年間となる。
 - (3) 認定証・認定カードには認定期間が明記される。

認定臨床実習施設

1. 認定臨床実習施設までの流れ





・認定証と認定カードの郵送

2. 認定臨床実習施設の認定について

1. 認定要件
 - (1) 認定臨床実習指導者が1名勤務していること
2. 認定申請方法、申請期間
認定申請提出書類一式は JACE 学術機構 HP よりダウンロードする。提出は簡易書留で日本臨床工学技士会 認定係まで郵送する。提出期間は2週間である (HP 参照のこと)
3. 提出書類
 - ①認定申請書 (様式1)
 - ②認定実習指導者証明書 (様式〇〇)
4. 認定料および振込方法
認定料：10,000 円
振込方法：申請提出期間中に「オンラインクレジットカード決済」または「コンビニ」、「ゆうちょ銀行」の ATM を利用する。期間以外の手続きはできない。
5. 認定証の発行
 - (1) 認定申請書の審査確認後、認定証を交付する。
 - (2) 初回認定の認定証の認定期間は申請年度関わらず受講から5年間となる。
 - (3) 認定証には認定期間が明記される。
6. 認定実習指導者が在籍しなくなった場合には認定登録を取り消す。

3. 認定臨床実習施設の更新について

- 認定制度最終年度に更新申請を行うことにより更新することができる。
更新期間は5年間とする。
- (1) 申請申込期間
HP 開示するとともに、該当者には個別（認定実習指導者）通知をする。
 - (2) 申請方法、提出期間
更新申請書類を JACE 学術機構 HP よりダウンロードする。提出期間は2週間、提出先は、日本臨床工学技士会 認定更新係へ郵送する。
 - (3) 提出書類
 - ①認定更新申請書
 - ②認定臨床実習指導者証明書
 - (4) 更新料：10,000 円

IV. 取得単位について

1. 取得単位表

取得単位表数字は単位数を示す。

参加形態 (略書式：A、B、C、D、E、F)	参加者 (A)	教育講演 演者 (B)	シンポなど の演者 (C)	一般演題 演者 (D)	一般演題 共同演者 (E)	座長と 司会者 (F)
1. 日本臨床工学会および日臨工が主催する当該領域に関連する講習会・セミナー等（注1）	10	+20	+10	+5	+2	+10
2. 都道府県技士会が主催する当該領域に関連する研究会・勉強会・セミナー等	8	+20	+10	+5	+2	+10
3. 日臨工が指定する当該領域に関連する学会・研究会・セミナー等	5	+20	+10	+5	+2	+10
4. その他の当該領域に関連する勉強会・講習会・セミナー等	3	+20	+10	+5	+2	+10

（注1）各検定試験のための指定講習会や日本臨床工学技士教育研究会等除外されま
す。キャリアアップ研修会（初級）（旧：新卒臨床工学技士基礎研修
会）は、初回の認定申請、1領域のみ領域にかかわらず10単位取得できま
す。

2. 論文掲載に関する取得単位表 論文の内容は、日本臨床工学会等での発表演題、会
誌・関係専門誌への投稿論文等、関連治療や医療機器に関する研究とする。また数
字は単位数を示す。

		筆頭著者	共同著者
原著論文	和文	30	12
	英文	35	12
出版物に掲載された投稿論文・総説・ 依頼原稿	-	20	8
地方会等が発行する発表記録集（抄録 を除く）	-	10	4

※論文、その他の執筆原稿は当該領域に限定します。

【注意事項】

- 1) 対象となる単位は、当該領域とする。
- 2) 各々の学会・研究会・講習会・セミナー等での発表および司会・座長について
は、学会等の名称、開催日が確認できるプログラムの写しを添付する。また、
参加のみの場合も確認用として参加証の写しを添付する。
- 3) 都道府県技士会や研究会等その他の団体が主催する講習会、セミナーは、当該
領域において概ね3時間以上開催されたものとする。都道府県技士会主催

では、(公社)日本臨床工学技士会の後援があるものとする。研究会等その他の団体主催(地方会含む)では、(公社)日本臨床工学技士会あるいは、都道府県技士会の後援があるものとする。両者とも参加証明として参加証の写しを添付する。

- 4) 原著論文、出版物に掲載された投稿論文・総説・依頼原稿および地方会が発行する発表記録集は、発行物名称、発行日等も含めて確認用として、その写しを添付する。

3. 日臨工が指定する学会・研究会等
<血液浄化関連>

- ・一般社団法人日本透析医学会
- ・社団法人日本泌尿器学会
- ・特定非営利活動法人日本急性血液浄化学会
- ・特定非営利活動法人日本 HDF 研究会
- ・日本次世代人工腎研究会
- ・一般社団法人日本人工臓器学会
- ・特定非営利活動法人日本医工学治療学会
- ・特定非営利活動法人アクセス研究会
- ・一般社団法人日本腎臓学会
- ・一般社団法人日本移植学会
- ・一般社団法人日本アフレスィス学会
- ・一般社団法人日本生体医工学会
- ・一般社団法人日本血液浄化技術学会
- ・一般社団法人日本医療機器学会
- ・特定非営利活動法人日本腹膜透析研究会
- ・ハイパフォーマンス・メンブレン研究会

<不整脈治療関連>

- ・一般社団法人日本循環器学会
- ・一般社団法人日本不整脈心電学会
- ・一般社団法人日本心臓病学会
- ・一般社団法人日本生体医工学会
- ・特定非営利活動法人日本医工学治療学会
- ・一般社団法人日本人工臓器学会
- ・一般社団法人日本医療機器学会
- ・カテーテルアブレーション関連秋季大会
- ・植込みデバイス関連冬季大会
- ・ペーシング治療研究会

<呼吸治療関連>

- ・特定非営利活動法人日本胸部外科学会
- ・一般社団法人日本呼吸器学会
- ・公益社団法人日本麻酔科学会
- ・一般社団法人日本呼吸療法医学会
- ・一般社団法人日本集中治療医学会
- ・一般社団法人日本生体医工学会
- ・一般社団法人日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
- ・一般社団法人日本救急医学会
- ・特定非営利活動法人日本医工学治療学会
- ・一般社団法人日本医療機器学会
- ・一般社団法人日本臨床救急医学会

<高気圧酸素治療関連>

- ・一般社団法人日本高気圧環境・潜水医学会
- ・一般社団法人高気圧酸素医療技術学会
- ・一般社団法人日本臨床高気圧酸素・潜水医学会
- ・一般社団法人日本医療機器学会

<手術関連>

- ・一般社団法人日本コンピューター外科学会
- ・一般社団法人日本臨床神経生理学学会
- ・一般社団法人日本集中治療医学会
- ・一般社団法人日本外科学会
- ・一般社団法人日本内視鏡外科学会
- ・一般社団法人日本ロボット外科学会
- ・公益社団法人日本眼科手術学会
- ・日本産婦人科手術学会
- ・一般社団法人日本婦人科内視鏡学会
- ・特定非営利活動法人日本心臓血管学会
- ・公益社団法人日本整形外科学会
- ・一般社団法人日本泌尿器内視鏡外科学会
- ・特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会
- ・特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会
- ・特定非営利活動法人日本胸部外科学会
- ・日本手術医学会
- ・一般社団法人日本泌尿器科学会
- ・一般社団法人日本医療機器学会

- ・公益社団法人日本麻酔科学会
- ・日本心臓血管内視鏡学会
- ・日本神経内視鏡学会

<医療機器管理関連>

- ・一般社団法人日本医療機器学会
- ・公益社団法人日本生体医工学会
- ・一般社団法人日本福祉設備学会（調整中）

※関連団体は年度によって加除の可能性あります

4. 取得単位 10 単位が付与される各学会認定

当該領域のいずれか1つの認定につき付与する。

- ・透析技術認定士
- ・I B H R E 試験合格者
- ・日本アフェレシス学会認定技士
- ・呼吸療法認定士
- ・日本急性血液浄化学会認定指導者
- ・臨床高気圧酸素治療技師
- ・透析技能1級、2級
- ・臨床高気圧酸素治療装置操作技師
- ・日本麻酔学会 周術期管理チーム認定
- ・第1種、第2種ME技術実力検定試験
- ・臨床ME専門認定士（調整中）
- ・認定ホスピタルエンジニア（調整中）
- ・医療機器情報コミュニケーター（調整中）

* 順不同

平成 22 年 7 月 初 版

平成 25 年 1 月 第 2 版

平成 26 年 4 月 第 3 版

平成 30 年 8 月 第 4 版

認定制度委員会

担当理事 金子岩和

委員長 松金隆夫

那須野修一、原田俊和、吉田 靖、丹生治司、土屋正二
大石義英、相嶋一登、高倉照彦、萱島道徳